

お知らせ

診療・検査医療機関の公表について

季節性インフルエンザの流行期、地域において適切に診療及び検査を受けられる体制を構築するため、発熱患者の診療・検査が可能な医療機関を「診療・検査医療機関」として府が指定します。

診療・検査医療機関では、発熱等の患者とそれ以外の患者の動線を分け（時間的あるいは分離的）、感染防止対策がとられています。

また、診療・検査医療機関の情報は地域の医療機関や新型コロナ受診相談センター（保健所）と共有し、地域一体となり発熱患者の相談に対応できるような体制を整備します。

（大阪府 HP より引用）

【受診の際の注意事項】

- ① かかりつけ医がいる場合、まずにご相談をお願いします。
- ② なるべくお住まいの市区町村に所在する医療機関への受診をお願いします。
- ③ 受診の際は、必ず事前連絡をしてください。事前連絡がない場合、受診が出来ない場合があります。
- ④ 受診の際は、マスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いします。